

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」新旧対照表

章	節	現行	改訂案	改訂理由
第 1 章 独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)				
1	2	<p>第 2 節 会計監査人の監査の位置付け (略)</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、主務大臣の承認（通則法第 3 8 条第 1 項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 節 会計監査人の監査の位置付け (略)</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、主務大臣の承認（通則法第 3 8 条第 1 項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を全すべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。
1	3	<p>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方 (略)</p> <p>独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、すべての違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方 (略)</p> <p>独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、全すべての違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。
1	5	<p>第 5 節 会計監査人の監査における重要性の判断 (略)</p> <p>もっとも、独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、独立行政法人の会計監査のすべてに妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>第 5 節 会計監査人の監査における重要性の判断 (略)</p> <p>もっとも、独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、全すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、独立行政法人の会計監査の全すべてに妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。
1	7	<p>第 7 節 会計監査契約 (略)</p> <p>○ 同法第 3 9 条第 3 項の規定による被監査独立行政法人もしくは子法人の業務及び財産状況の調査権 (略)</p>	<p>第 7 節 会計監査契約 (略)</p> <p>○ 同法第 3 9 条第 3 項の規定による被監査独立行政法人若もしくは子法人の業務及び財産状況の調査権 (略)</p>	技術的修正を行った。
第 3 章 独立行政法人の特性に基づく監査				
3	1	<p><u>(新設)</u> ※参考</p>		「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」とい

章	節	現行	改訂案	改訂理由
		<p>第2節 連結財務諸表監査 (略)</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明らかにする必要がある。</p>	<p><u>第1節 関連公益法人等の監査</u></p> <p><u>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まることから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明らかにする必要がある。</u></p>	<p>う。)の改訂案に基づき修正した。</p> <p>(参考)基準及び注解 第105 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報開示 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等については、次の事項を附属明細書において明らかにしなければならない。(略)</p>
3	2	<p>第1節 区分経理に係る監査 (略)</p>	<p>第2-1節 区分経理に係る監査 (略)</p>	
3	3	<p>第2節 連結財務諸表監査</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、民間企業の連結財務諸表とはその性格を異にし、独立行政法人に交付された公的資金が更に特定関連会社等に供給されている場合において、独立行政法人のみではなく、特定関連会社等を含め、公的資金がどのように使用されているかを明らかにすることにその主たる目的がある。なお、独立行政法人の評価は個別財務諸表によることとされている。</p> <p>独立行政法人に交付された公的資金が使用された結果は、財務諸表によって表される。そして、主務大臣、国民等は財務諸表を通じて独立行政法人の評価を行うこととなる。このような財務諸表の役割は、連結財務諸表においても同じであり、連結財務諸表は、独立行政法人に交付された公的資金が、民間企業に供給されたものを含め、効率的に使用されているか等を示すものである。会計監査人の財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を担保するものであり、この観点からは、個別財務諸表監査と連結財務諸表監査を区別する理由はなく、連結財務諸表についても、会計監査人による監査が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明らかにする必要がある。</p> <p>なお、主務大臣が行う独立行政法人の評価は個別財務諸表によることから、連結財務諸表に係る監査報告書は、個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成することとする。</p>	<p>第3-2節 連結財務諸表監査</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、<u>業務一体性を有する特定関連会社を含めた法人集団において民間企業の連結財務諸表とはその性格を異にし、独立行政法人に交付された公的資金が更に特定関連会社等に供給されている場合において、独立行政法人のみではなく、特定関連会社等を含め、公的な資金がどのように使用されているかを総合的に報告を明らかにすることにその主たる目的があり</u>る。なお、独立行政法人の評価は個別財務諸表により行われることとされている。</p> <p><u>独立行政法人に交付された公的な資金が使用された結果は、財務諸表によって表される。そして、国民その他の利害関係者主務大臣、国民等はそれぞれの情報ニーズに合わせて財務諸表を活用するを通じて独立行政法人の評価を行うこととなる。</u>このような財務諸表の役割は、連結財務諸表においても同じであり、連結財務諸表は、<u>独立行政法人に交付された公的な資金が、民間企業に供給されたものを含め、効率的に使用されているか等を示すものである。会計監査人の財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を担保するものであり、この観点からは、個別財務諸表監査と連結財務諸表監査を区別する理由はなく、連結財務諸表についても、会計監査人による監査が必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明らかにする必要がある。</u></p> <p>なお、<u>主務大臣が行う独立行政法人の評価は個別財務諸表によることから、連結財務諸表に係る監査報告書は、個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成することとする。</u></p>	<p>基準及び注解の改訂に基づき修正した。</p> <p>(参考)基準及び注解 第107 連結財務諸表の作成目的 連結財務諸表は、独立行政法人とその特定関連会社からなる集団(以下「法人集団」という。)を独立行政法人の業務を一体となって行う一つの会計主体として捉え、独立行政法人が法人集団の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注84)</p> <p><注84> 連結財務諸表の作成目的及び性格について 1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであり、独立行政法人は、独立行政法人の業務を一体となって行う出資先を含めた公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開示を行うものである。 2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかについて「第109 連結の範囲」第2項に定める業務一体性に基づき総合的に報告することを主たる目的としており、独立行政法人の評価は個別財務諸表により行われている。</p>
第4章 会計監査人の独立性				
4	3	<p>第3節 被監査独立行政法人の主務大臣との関係について</p> <p>前節で述べた通り、会計監査人は、被監査独立行政法人の主務大臣との関係にお</p>	<p>第3節 被監査独立行政法人の主務大臣との関係について</p> <p>前節で述べた<u>とお通り</u>、会計監査人は、被監査独立行政法人の主務大臣との関係</p>	<p>技術的修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由
		<p>いては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>会計監査人は、通則法第39条第1項の規定に基づき、被監査独立行政法人が主務大臣に提出する財務諸表等に係る会計監査報告を作成するものとされている。ここで、主務大臣が承認するのは被監査独立行政法人の長がその責任において作成した財務諸表等であり、会計監査人の作成する会計監査報告自体は、直接の対象とはされていない。</p>	<p>においては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>会計監査人は、通則法第39条第1項の規定に基づき、被監査独立行政法人が主務大臣に提出する財務諸表等に係る会計監査報告を作成するものとされている。ここで、主務大臣が承認するのは被監査独立行政法人の長がその責任において作成した財務諸表等であり、会計監査人の作成する会計監査報告自体は、直接の対象とはされていない。</p>	
4	4	<p>第4節 監査責任者の交替について</p> <p>(略)</p> <p>このような観点とは、公的な主体である独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に亘って同一独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 監査責任者の交替について</p> <p>(略)</p> <p>このような観点とは、公的な主体である独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間にわたって同一独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。
第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）				
5	1	<p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）では、独立行政法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入する観点から「監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めている。その中では、監事と会計監査人との連携を強化し、監事機能の実効性を向上させ、監事が行う監査の質の向上を図ることとしている。これを受けて通則法第39条の2第1項において会計監査人の監事への報告義務が規定され、同条第2項において監事の会計監査人に対する報告徴収権が規定されている。</p> <p>(3) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>独立行政法人制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において予め合意をしておく必要がある。具体的には、主務大臣から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において主務大臣に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が主務大臣に対し業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）では、独立行政法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入する観点から「監事の機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めている。その中では、監事と会計監査人との連携を強化し、監事機能の実効性を向上させ、監事が行う監査の質の向上を図ることとしている。これを受けて通則法第39条の2第1項において会計監査人の監事への報告義務が規定され、同条第2項において監事の会計監査人に対する報告徴収権が規定されている。</p> <p>(3) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>独立行政法人制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約においてあらかじめ合意をしておく必要がある。具体的には、主務大臣から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において主務大臣に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が主務大臣に対し業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。
5	2	<p>第2節 会計監査人の権限</p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限については、通則法第39条第2項及び第3項において、会計監査人は、いつでも、独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監</p>	<p>第2節 会計監査人の権限</p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限については、通則法第39条第2項及び第3項において、会計監査人は、いつでも、独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由
		査を行うことができることが規定されている。 (略)	監査を行うことができることが規定されている。 (略)	
第6章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準				
6	2	第2節 監査の目的 1 通則法第39条に定める会計監査人の監査の目的は、独立行政法人の長が通則法及び一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。 2 (略)	第2節 監査の目的 1 通則法第39条に定める会計監査人の監査の目的は、独立行政法人の長が通則法及び一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を 全 て すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。 2 (略)	技術的修正を行った。
6	3	第3節 一般基準 1～7 (略) 8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。 9 会計監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。 10 (略)	第3節 一般基準 1～7 (略) 8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、 全 て すべての監査が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。 9 会計監査人は、業務上知り得た 秘密事項 を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。 10 (略)	監査基準の改訂に関する意見書と合わせて公表された監査基準(以下「監査基準」という。)の改訂に基づく修正及び技術的修正を行った。 (参考)監査基準 第二 一般基準 1～7 (略) 8 監査人は、業務上知り得た <u>秘密</u> を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。
6	4	第4節 実施基準 第1・第2 (略) 第3 監査の実施 1～8 (略) 9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 監査の実施に必要なすべての資料は会計監査人に提供した旨 (10) (略) 10 連結附属明細書のうち、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分は会計監査人の監査の対象とはしない。 第4 (略)	第4節 実施基準 第1・第2 (略) 第3 監査の実施 1～8 (略) 9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 監査の実施に必要な 全 て すべての資料は会計監査人に提供した旨 (10) (略) 10 連結 附属明細書のうち、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分は会計監査人の監査の対象とはしない。 第4 (略)	基準及び注解の改訂に基づく修正及び技術的修正を行った。 (参考)基準及び注解 第105 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報開示 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等については、次の事項を <u>附属明細書</u> において 明らかにしなければならない。(略)
6	5	第5節 報告基準 第1 基本原則 1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。 (1) 財務諸表(利益処分案を除く。以下同じ。)が一般に公正妥当と認められる	第5節 報告基準 第1 基本原則 1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。 (1) 財務諸表(利益処分案を除く。以下同じ。)が一般に公正妥当と認められる	監査基準の改訂に基づく修正及び技術的修正を行った。 (参考)監査基準 第四 報告基準 一～三 (略) 四 意見に関する除外 1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びそ

章	節	現行	改訂案	改訂理由
		<p>独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が取引その他の事象を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見</p> <p>監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 監査範囲の制約</p>	<p>独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全すべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全すべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が取引その他の事象を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全すべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見</p> <p>監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全すべての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項、<u>及び財務諸表に与えている影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由</u>を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 監査範囲の制約</p>	<p>の適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項、財務諸表に与えている影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>五 監査範囲の制約</p> <p>1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。</p> <p>2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、別の区分を設けて、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由
		<p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、意見の根拠の区分に、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、さらに当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (ア)事業報告書(会計に関する部分に限る。)が財務諸表の記載と整合しているかどうか</p> <p>(イ)事業報告書(会計に関する部分に限る。)が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告</p> <p>監査の対象が利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書であること</p> <p>利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する以下の報告</p> <p>(ア) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</p> <p>(イ) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p>	<p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続、<u>及び当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由</u>を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、<u>別に区分を設けて意見の根拠の区分に</u>、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、<u>更さら</u>に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ア</u> (ア)事業報告書(会計に関する部分に限る。)が財務諸表の記載と整合しているかどうか</p> <p><u>イ</u> (イ)事業報告書(会計に関する部分に限る。)が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告</p> <p>監査の対象が利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書であること</p> <p>利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する以下の報告</p> <p><u>ア</u> (ア)利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</p> <p><u>イ</u> (イ)事業報告書(会計に関する部分に限る。)が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p>	

章	節	現行	改訂案	改訂理由
		(ウ) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のみごとにより決算の状況を正しく示していると認められるかどうか (2)～(3) (略) 第8 (略)	ウ (ウ) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のみごとにより決算の状況を正しく示していると認められるかどうか (2)～(3) (略) 第8 (略)	

以 上